## ○京都市執行機関の附属機関の設置等に関する条例

平成25年11月15日

条例第49号

改正 平成25年12月24日条例第70号

京都市執行機関の附属機関の設置等に関する条例

(趣旨)

第1条 この条例は、法律又は他の条例で別に定めるもののほか、執行機関の附属機関の 設置等に関し必要な事項を定めるものとする。

(設置)

- 第2条 市長及び教育委員会(以下「市長等」という。) に附属機関を置き、その名称、 担任する事務並びに委員の定数及び任期は、別表のとおりとする。
- 2 前項の附属機関のほか、市長その他の執行機関は、その定めるところにより、設置期間が1年以内の附属機関を置くことができる。
- 3 市長その他の執行機関は、前項の規定により附属機関を設置したときは、その旨を市 会に報告しなければならない。

(委員の委嘱等)

第3条 附属機関(前条第1項及び第2項の附属機関をいう。以下この条,次条第1項及び第5条から第8条までにおいて同じ。)の委員は、学識経験のある者その他それぞれの附属機関が担任する事務に応じて市長等が適当と認める者のうちから、市長等が委嘱し、又は任命する。

(委員の任期の特則等)

- 第4条 第2条第1項の規定にかかわらず、補欠の附属機関の委員の任期は、前任者の残 任期間とする。
- 2 第2条第1項に規定する附属機関の委員は、再任されることができる。 (特別委員及び専門委員)
- 第5条 附属機関に、特別の事項を調査し、又は審議させるため必要があるときは特別委員を、専門の事項を調査させるため必要があるときは専門委員を置くことができる。
- 2 特別委員及び専門委員は、学識経験のある者その他市長等が適当と認める者のうちから、市長等が委嘱し、又は任命する。
- 3 特別委員は特別の事項に関する調査又は審議が終了したときに、専門委員は専門の事

項に関する調査が終了したときに、それぞれ解嘱され、又は解任されるものとする。 (部会)

- 第6条 附属機関は、特定又は専門の事項について調査し、又は審議させるため必要があると認めるときは、部会を置くことができる。
- 2 附属機関は、その定めるところにより、部会の決議をもって附属機関の決議とすることができる。

(秘密を守る義務)

第7条 附属機関の委員(特別委員及び専門委員を含む。)は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

(委任)

第8条 この条例に定めるもののほか、附属機関に関し必要な事項は、市長等が定める。 附 則 抄

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(関係条例の廃止)

- 2 次に掲げる条例は、廃止する。
  - (1) 京都市町名, 町界変更審議会条例
  - (2) 京都市工場等集団化助成審議会条例
  - (3) 京都市美観風致審議会条例
  - (4) 京都市医療扶助審議会条例
  - (5) 京都市特別職報酬等審議会条例
  - (6) 京都市医療施設審議会条例
  - (7) 京都市交通対策審議会条例
  - (8) 京都市不動産評価委員会条例
  - (9) 京都市住宅審議会条例
  - (10) 京都市大規模小売店舗立地審議会条例

(旧附属機関等の廃止及び新附属機関の設置に伴う経過措置)

5 この条例の施行の日(以下「施行日」という。)前に次の表の中欄に掲げる附属機関 又は合議体(以下「旧附属機関等」という。)にされた諮問で、この条例の施行の際当 該諮問に対する答申がされていないものは、それぞれ同表の右欄に掲げる附属機関(以 下「新附属機関」という。) にされた諮問とみなし、当該諮問について旧附属機関等が した調査、審議その他の手続は、それぞれ新附属機関がした調査、審議その他の手続と みなす。

1	附則第2項各号(第7号を除	別表に掲げる附属機関で中欄に掲げる附属機関と同
	く。)に掲げる条例に基づく附	一の名称のもの
	属機関	
2	 施行日前に存する合議体で右欄	別表に掲げる附属機関(1の項の右欄に掲げるものを
	のいずれかに相当するもの	除く。),第2条第2項に規定する附属機関又は附則
		第3項の規定による改正後の京都市市民参加推進条
		例第11条に規定する京都市市民参加推進フォーラ
		۵

#### (委員の任期の特例)

6 この条例の施行の際現に従前の旧附属機関等の委員である者は、それぞれ施行日に新 附属機関の委員として委嘱され、又は任命されたものとみなす。この場合において、そ の委嘱され、又は任命されたものとみなされる者の任期は、別表に掲げる委員の任期に かかわらず、施行日における従前の旧附属機関等の委員としてのそれぞれの任期の残任 期間とする。

(秘密を守る義務に関する経過措置)

7 京都市不動産評価委員会の委員であった者については、この条例による廃止前の京都 市不動産評価委員会条例第6条第2項の規定は、この条例の施行後も、なおその効力を 有する。

附 則(平成25年12月24日条例第70号)

この条例は、公布の日から施行する。

# 別表 (第2条関係)

## 1 市長の附属機関

	名称	担任する事務	委員の定数	委員の任期
J	京都市市民協働	京都市市民協働発電制度に係る運営主	5人以内	委嘱又は任命の
2	発電制度運営主	体の選定に関する事項について,市長の		日からその日の
1	体選定委員会	 		属する年度の末

			日まで
京都市特別職報	市会議員の議員報酬の額並びに市長及	10人以内	2年
酬等審議会	 び副市長の給料の額に関する事項につ		
	 いて,市長の諮問に応じ,調査し,及び		
	審議すること。		
京都市不動産評	本市が取得し、売り払い、又は交換しよ	10人以内	2年
価委員会	うとする不動産の価格に関する事項に		
	ついて、市長の諮問に応じ、調査し、及		
	び審議すること。		
京都市ネーミン	ネーミングライツ (本市の施設等の通称	7人以内	2年
グライツ審査委	を命名する権利をいう。)を付与する契		
員会	約の相手方及び命名する通称の選定に		
	関する事項について,市長の諮問に応		
	じ,調査し,及び審議すること。		
京都市契約審査	本市が実施する入札及び締結する契約	5人以内	2年
委員会	に関する事項について,市長の諮問に応		
	じ、調査し、及び審議するとともに、当		
	該事項について市長に対し,意見を述べ		
	ること。		
京都市市民憲章	京都市市民憲章推進者表彰の被表彰者	40人以内	1年
推進者表彰審査	の選考に関する事項について,市長の諮		
会	問に応じ、調査し、及び審議すること。		
京都市市民憲章	京都市市民憲章を推進するための目標	20人以内	2年
推進会議	に関する事項について,市長の諮問に応		
	じ、審議すること。		
京都市多文化施	地域における多文化共生(国籍,民族等	12人以内	2年
策懇話会	の異なる人々が,互いの文化的差異を認		
	め合い、対等な関係を築こうとしなが		
	ら,地域社会の構成員として共に生きて		

		ĺ	
	いくことをいう。)の推進に関する事項		
	について、市長の諮問に応じ、調査し、		
	及び審議すること。		
京都市国際化推	京都市国際化推進プランに掲げる施策	5人以内	2年
進プラン点検委	の進捗状況及び本市の国際化のための		
員会	取組に関する事項について,市長の諮問		
	に応じ,調査し,及び審議すること。		
京都市町名, 町界	町名の改称及び町の区域の変更に関す	16人以内	2年
変更審議会	  る事項について,市長の諮問に応じ,調		
	査し,及び審議すること。		
京都市文化功労	 京都市文化功労者の被表彰者の選考に	10人以内	2年
者審査会	関する事項について,市長の諮問に応		
	じ、審議すること。		
京都市芸術新人	 京都市芸術新人賞及び京都市芸術振興	12人以内	2年
賞·京都市芸術振	賞の被表彰者の選考に関する事項につ		
興賞選考委員会	いて, 市長の諮問に応じ, 審議すること。		
京都市芸術文化	 京都市芸術文化特別奨励制度の奨励者	20人以内	2年
特別奨励制度審	の選考に関する事項について, 市長の諮		
查委員会	問に応じ、審議すること。		
京都市外来種チ	外来種であるチュウゴクオオサンショ	5人以内	2年
ュウゴクオオサ	ウウオに係る対策及び特別天然記念物		
ンショウウオ対	であるオオサンショウウオの保存計画		
策検討会	の策定に関する事項について,市長の諮		
	問に応じ、調査し、及び審議すること。		
京都を彩る建物	 京都を彩る建物や庭園の選定に関する	10人以内	2年
や庭園審査会	- 事項について,市長の諮問に応じ,審議		
	すること。		
京都岡崎の文化	岡崎界わいの文化的景観を保存するた	6人	2年
的景観保存計画	めの計画の策定に関する事項について,		

*************************************	 市長の諮問に応じ,調査し,及び審議す		
水足女兵厶	ること。		
古නなへなぐ無	っこ。 京都をつなぐ無形文化遺産の選定に関	20711中	 委嘱の日から1
	する事項について、市長の諮問に応じ、		年以内において
会	審議すること。 		市長が定める日
			まで
京都市元離宮二	元離宮二条城の保存, 整備, 管理及び運 	10人以内	2年
条城保存整備委	営に関する事項について,市長の諮問に		
員会	応じ、調査し、及び審議するとともに、		
	当該事項について市長に対し, 意見を述		
	べること。		
京都スポーツの	京都スポーツの殿堂に関し, 殿堂入りさ	10人以内	2年
殿堂委員会	せるべき者の選考及び殿堂入りした者		
	による講演会, スポーツ教室等の実施に		
	関する事項について,市長の諮問に応		
	じ、調査し、及び審議すること。		
京都市大規模小	大規模小売店舗の立地に関する事項に	10人以内	2年
売店舗立地審議	ついて,市長の諮問に応じ,調査し,及		
会	び審議すること。		
京都市工場等集	工場等集団化助成に関する事項につい	10人以内	1年
団化助成審議会	て,市長の諮問に応じ,調査し,及び審		
	議すること。		
京都市帰宅困難	 大規模な地震その他の災害が発生した	3 5 人以内	委嘱又は任命の
者観光地対策協	  ことに伴う公共交通機関の停止, 道路の		日からその日の
議会	 通行止め等の影響により帰宅が困難と		属する年度の末
	なる観光客等の避難誘導等の手法等に なる観光客等の避難誘導等の手法等に		日まで
	 関する事項について, 市長の諮問に応		
	じ、審議するとともに、当該事項につい		
	て市長に対し、意見を述べること。		

   古	 誘致すべき大規模国際コンベンション	5 / L) (A)	3年
	の選定に関する事項について、市長の諮		3 +
	問に応じ、調査し、及び審議すること。		
委員会			
京都市福祉有償	福祉有償運送を行うための登録の申請 	12人以内	2年
運送運営協議会	等に関する事項について, 市長の諮問に		
	応じ,審議すること。		
京都市医療扶助	生活保護法による保護を必要とする状	15人以内	1年
審議会	態にある者の入院の要否及び医療の給		
	付に関する事項について,市長の諮問に		
	応じ、審議すること。		
京都市高齢者施	  高齢者福祉施策の推進に関する事項に	35人以内	3年
策推進協議会	ついて、市長の諮問に応じ、審議するこ		
	کی		
京都市予防接種	定期又は臨時の予防接種による健康被	8人以内	3年
健康被害調査委	害に関する事項について,市長の諮問に		
員会	応じ,調査し,及び審議すること。		
京都市結核•感染	  感染症の発生状況等に係る情報収集に	30人以内	2年
症発生動向調査	関する事項について,市長の諮問に応		
委員会	じ、審議すること。		
京都市小児慢性	小児慢性特定疾患の治療及び研究の助	10人以内	2年
特定疾患対策審	成に関する事項について,市長の諮問に		
查会	応じ,審議すること。		
京都市食品衛生	食品衛生責任者が受講すべき講習会の	5人以内	2年
責任者養成講習	実施に係る事業者の選考に関する事項		
会選定委員会	について, 市長の諮問に応じ, 審議する		
	こと。		
京都市医療施設	本市が設置する医療施設の運営の基本	10人以内	2年
審議会	方針に関する事項について, 市長の諮問		

	 に応じ, 審議すること。		
京都市駅周辺等	駅の周辺等における都市機能の集積及	6人	委嘱の日からそ
にふさわしい都	 び充実に関する事項について,市長の諮		の日の属する年
市機能検討委員	 問に応じ,審議すること。		度の末日まで
会			
京都市美観風致	 市街地の美観及び都市の風致の維持, 伝	2 2 人以内	2年
審議会	 統的建造物群の保存その他都市景観の		
	 維持及び向上に関する事項について,市		
	長又は教育委員会の諮問に応じ、調査		
	し,及び審議すること。		
京都景観賞審査	 京都景観賞の選考に関する事項につい	11人以内	委嘱の日からそ
委員会	て、市長の諮問に応じ、審議すること。		の日の属する年
			度の末日まで
京都市構造基準	建築物その他の工作物の構造耐力に係	7人以内	3年
適合性調査委員	る法令(条例及びこれに基づく規則を含		
会	む。)で定める基準に対する適合性に関		
	する事項について、市長の諮問に応じ、		
	調査し,及び審議すること。		
京都市京北区域	 京北区域 (旧京北町の区域の編入の日前	15人以内	3年
過疎地有償運送	の同町の区域をいう。)の住民の生活に		
運営協議会	必要な旅客輸送を確保するための過疎		
	地有償運送に関する事項について, 市長		
	の諮問に応じ、審議すること。		
京都市雲ケ畑区	雲ケ畑区域 (北区役所雲ケ畑出張所が所	20人以内	3年
域公共交通検討	管する区域をいう。) の住民の生活に必		
協議会	 要な旅客輸送の確保その他の旅客の利		
	便の増進を図るための一般旅客自動車		
	運送事業に関する事項について,市長の		
	諮問に応じ、審議すること。		

  京都市住宅審議	    市営住宅の管理, 民間住宅の利用及び活	10人以内	2年
	用その他の市民の住生活の安定及び向		_ '
	上に関する事項について,市長の諮問に		
	応じ、調査し、及び審議すること。		
	京都高速道路(工事が完了しているもの	8 人以内	1年
	を除く。)の有すべき機能及びその建設		
	により見込まれる効果に係る検証に関		
	する事項について、市長の諮問に応じ、		
	調査し,及び審議すること。		
	本市の都市緑化、公園及び緑地に関する	15人以内	3年
審議会	 事項について,市長の諮問に応じ,調査		·
	し,及び審議するとともに,当該事項に		
	ついて市長に対し、意見を述べること。		
京都市稲荷山ト	稲荷山トンネル周辺の環境の保全に関	16人以内	2年
ンネル安全対策	  する事項について,市長の諮問に応じ,		
委員会	 調査し, 及び審議するとともに, 当該事		
	 項について市長に対し, 意見を述べるこ		
	と。		
京都市北区市民	京都市市民憲章推進者表彰の被表彰者	15人以内	1年
憲章推進者表彰	の選考(北区の住民に係るものに限る。)		
審査会	 に関する事項について,市長の諮問に応		
	じ、調査し、及び審議すること。		
京都市上京区市	 京都市市民憲章推進者表彰の被表彰者	15人以内	1年
民憲章推進者表	の選考(上京区の住民に係るものに限		
彰審査会	る。) に関する事項について,市長の諮		
	問に応じ,調査し,及び審議すること。		
京都市左京区市	京都市市民憲章推進者表彰の被表彰者	15人以内	1年
民憲章推進者表	の選考(左京区の住民に係るものに限		
彰審査会	る。)に関する事項について,市長の諮		

	問に応じ、調査し、及び審議すること。	4 E 1 DIH	1 左
	京都市市民憲章推進者表彰の被表彰者		1年
	の選考(中京区の住民に係るものに限		
彰審査会	る。) に関する事項について, 市長の諮 		
	問に応じ,調査し,及び審議すること。		
京都市東山区市	京都市市民憲章推進者表彰の被表彰者	15人以内	1年
民憲章推進者表	の選考(東山区の住民に係るものに限		
彰審査会	る。)に関する事項について、市長の諮		
	問に応じ、調査し、及び審議すること。		
京都市山科区市	 京都市市民憲章推進者表彰の被表彰者	15人以内	1年
民憲章推進者表	の選考(山科区の住民に係るものに限		
彰審査会	る。) に関する事項について,市長の諮		
	問に応じ,調査し,及び審議すること。		
京都市下京区市	 京都市市民憲章推進者表彰の被表彰者	15人以内	1年
民憲章推進者表	 の選考(下京区の住民に係るものに限		
彰審査会	る。) に関する事項について,市長の諮		
	 問に応じ,調査し,及び審議すること。		
京都市南区市民	。 京都市市民憲章推進者表彰の被表彰者	15人以内	1年
憲章推進者表彰	の選考(南区の住民に係るものに限る。)		
審査会	 に関する事項について,市長の諮問に応		
	じ、調査し、及び審議すること。		
京都市右京区市	 京都市市民憲章推進者表彰の被表彰者	15人以内	1年
民憲章推進者表	 の選考(右京区の住民に係るものに限		
彰審査会	 る。) に関する事項について,市長の諮		
	 問に応じ,調査し,及び審議すること。		
京都市西京区市	京都市市民憲章推進者表彰の被表彰者	15人以内	1年
  民憲章推進者表	 の選考(西京区の住民に係るものに限		
彰審査会	  る。) に関する事項について,市長の諮		
	  問に応じ,調査し,及び審議すること。		
	р		

		I DI	
	京都市市民憲章推進者表彰の被表彰者		1年
	の選考(伏見区の住民に係るものに限		
彰審査会	る。)に関する事項について,市長の諮 		
	問に応じ、調査し、及び審議すること。		
京都市大規模災	大規模な地震その他の災害が発生した	10人	委嘱又は任命の
害時における帰	ことに伴う公共交通機関の停止, 道路の		日からその日の
宅困難者対策に	通行止め等の影響により帰宅が困難と		属する年度の末
係る事業所対策	なる者に係る対策として, 一定の規模を		目まで
協議会	有する事業所を対象とし,業態に応じた		
	指針の策定に関する事項について, 市長		
	の諮問に応じ、審議すること。		
京都市自動車運	自動車運送事業の管理の受委託に係る	10人以内	委嘱又は任命の
送事業管理の受	受託者の選定に関する事項について,市		日からその日の
委託の受託者選	長の諮問に応じ、調査し、及び審議する		属する年度の末
定委員会	こと。		日まで
京都市高速鉄道	高速鉄道事業の駅職員の業務の一部に	5人以内	委嘱又は任命の
事業駅職員業務	係る受託者の選定に関する事項につい		日からその日の
受託事業者選定	て,市長の諮問に応じ,調査し,及び審		属する年度の末
委員会	議すること。		日まで
京都市上下水道	水道施設整備費に係る国庫補助事業に	5人以内	1年
局水道施設整備	関し京都市上下水道局公共事業庁内評		
費国庫補助事業	価委員会が実施する事前評価の方法,結		
に係る事前評価	果及び対応方針に関する事項について、		
第三者委員会	市長の諮問に応じ、調査し、及び審議す		
	ること。		
京都市観光振興	観光の振興に関する事項について,市長	30人以内	1年
審議会	の諮問に応じ、調査し、及び審議するこ		
	と。		

# 2 教育委員会の附属機関

名称	担任する事務	委員の定数	委員の任期
, 京都市教員指導	 指導が不適切な教諭等に対する指導改	10人以内	2年
力判定委員会	 善研修に関する事項について,教育委員		
	 会の諮問に応じ, 調査し, 及び審議する		
	こと。		
京都市小学校教	 小学校で使用する教科書の選定に関す	120人以内	6 箇月
科書選定委員会	る事項について,教育委員会の諮問に応		
	じ、調査し、及び審議すること。		
京都市中学校教	ー 中学校で使用する教科書の選定に関す	110人以内	6 箇月
科書選定委員会	る事項について,教育委員会の諮問に応		
	じ、調査し、及び審議すること。		
京都市高等学校	 高等学校で使用する教科書の選定に関	50人以内	6 箇月
教科書選定委員	する事項について,教育委員会の諮問に		
会	応じ,調査し,及び審議すること。		
京都市総合支援	 総合支援学校並びに小学校及び中学校	40人以内	6 箇月
学校•育成学級教	の育成学級で使用する教科書の選定に		
科書選定委員会	関する事項について,教育委員会の諮問		
	に応じ,調査し,及び審議すること。		
京都市就学指導	 障害があると思われる入学予定者並び	70人以内	1年
委員会	に障害のある学齢児童及び学齢生徒の		
	適切な就学指導に関する事項について、		
	教育委員会の諮問に応じ、調査し、及び		
	審議すること。		
京都市立総合支	 京都市立総合支援学校高等部に入学を	4 5 人以内	委嘱又は任命の
援学校高等部入	- 希望する者の入学に関する事項につい		日からその日の
学指導委員会	て,教育委員会の諮問に応じ,調査し,		属する年度の末
	及び審議すること。		日まで
京都市立学校結	 京都市立学校における結核に対する対	15人以内	1年
核対策委員会	策に関する事項について,教育委員会の		